

国民年金第1号・第3号	
被保険者総数	
(令和5年1月末日現在)	
焼津市	20,196人
藤枝市	20,921人
島田市	13,184人

みなさんの 国民年金

令和5年3月発行			
焼津市	TEL626-1114	島田市	TEL36-7191
大井川市民サービスセンター	TEL662-0545	金谷南支所	TEL46-3566
		金谷北支所	TEL46-5612
藤枝市	TEL643-3143	川根支所	TEL53-4580
岡部支所	TEL667-3413		

国民年金への加入

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入します。
国民年金の種別が変更になったら、年金記録をつなぐためにも忘れずに届出をしましょう。

令和5年度国民年金保険料

定額保険料	付加保険料
月額 16,520円	月額 400円
年間 198,240円	(第1号被保険者で希望する人)

付加保険料を納めると、「納めた月数×200円」が付加年金として老齢基礎年金に加算されます。
付加保険料の納付をご希望の人は住民登録のある市国民年金窓口までお申し出ください。
一部免除が承認されている人や国民年金基金に加入している人は付加保険料を納められません。

★手続きに必要なもの：①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書または納付書） ②マイナンバー（個人番号）がわかるもの
③窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）



定額保険料の割引額

～保険料の納付は口座振替がお得で便利です～

	納期限	現金納付・クレジットカード納付		口座振替	
		前納額	割引額	前納額	割引額
2年前納	5月1日(月)	387,170円	14,830円	385,900円	16,100円
1年前納	5月1日(月)	194,720円	3,520円	194,090円	4,150円
半年前納	5月1日(月)	(98,310円×2回)	(810円×2回)	(97,990円×2回)	(1,130円×2回)
	10月31日(火)	196,620円	1,620円	195,980円	2,260円
毎月納付 (早割)	毎月当月末に 口座振替	口座振替でのみ納められる方法です		(16,470円×12ヶ月) 197,640円	(50円×12ヶ月) 600円

口座振替申込方法

- ★手続きに必要なもの：①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書または納付書）
②口座番号がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード） ③通帳届出印
④窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）
⑤口座振替納付申出書（年金事務所・市国民年金窓口・一部の金融機関に備え付けてあります。）
- ★申込期日：毎月納付（随時受け付けています。）
：半年前納（新規に口座振替ご希望の場合・・・4月から9月分は2月末まで、10月から3月分は8月末まで）
：1年・2年前納（新規に口座振替ご希望の場合・・・2月末まで）
- ★手続き先：引落しを希望する金融機関（年金事務所でも手続きができます。）
- ※クレジットカード納付もご利用いただけます。詳しくは年金事務所または住民登録のある市国民年金窓口へお問い合わせください。

令和 5 年度口座振替日（予定）												
月	令和 5 年									令和 6 年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
毎月納付	5/31 (水)	6/30 (金)	7/31 (月)	8/31 (木)	10/2 (月)	10/31 (火)	11/30 (木)	1/4 (木)	1/31 (水)	2/29 (木)	4/1 (月)	4/30 (火)
毎月納付 (早割)	5/1 (月)	5/31 (水)	6/30 (金)	7/31 (月)	8/31 (木)	10/2 (月)	10/31 (火)	11/30 (木)	1/4 (木)	1/31 (水)	2/29 (木)	4/1 (月)
半年前納	5/1(月) 新規に口座振替をご希望の人の申込受付は2月末 で締め切りました。半年前納の納付書での納付を お願いします。						10/31(火) 新規に口座振替をご希望の人の 申込受付は8月末までです。					
1 年前納	5/1(月) 新規に口座振替をご希望の人の申込受付は2月末で締め切りました。 1 年・2 年前納の納付書での納付をお願いします。											
2 年前納												

お問い合わせは島田年金事務所 TEL 0547 - 36 - 2211（自動音声案内 国民年金は2、年金給付は1⇒2選択）

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

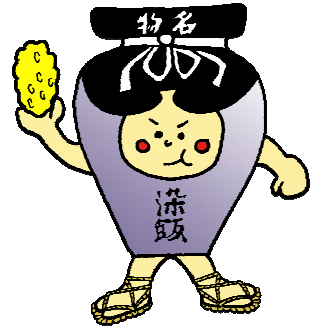
所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります（本人の申請が必要）。免除・猶予の承認を受けた期間は、10年以内なら申出によりさかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。

○免除（全額免除・一部免除）申請

所得に応じて、「全額免除」「4分の3免除（4分の1納付）」「半額免除（半額納付）」「4分の1免除（4分の3納付）」の免除制度があります。

◎審査要件 「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が定められた基準以下であることなど。

※一部免除については、残りの保険料を納めないと未納期間扱いとなります。



藤枝市
「染太郎」

○納付猶予申請

50歳未満の人に限り利用できる制度です。

◎審査要件 「申請者本人」「申請者の配偶者」の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が定められた基準以下であることなど。

○学生納付特例申請

学生の人に限り利用できる制度です。（学生の方は免除や納付猶予申請より、学生納付特例申請が優先されます。）

◎審査要件 学生で前年所得（1月から3月までの期間を申請する場合は前々年所得）が定められた基準以下であること。

申請方法

- ★手続きに必要なもの：
- ①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書または納付書）
 - ②マイナンバー（個人番号）がわかるもの
 - ③窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）
 - ④学生証（学生納付特例申請時のみ/コピーの場合は両面必要）

★手続き先：年金事務所または住民登録のある市国民年金窓口

※退職（失業）した人は、雇用保険受給資格通知や雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保険者離職票のコピーなどが必要な場合があります。

※学生納付特例申請の人で、日本年金機構から申請の案内が来ている場合は、同封の申請書はがきに必要事項を記入して郵送することにより申請が可能です。（㊦学校が変わっている場合には、年金事務所または住民登録のある市国民年金窓口での手続きが必要です。）

※全額免除・納付猶予の継続申請者であり、配偶者の状況に変更があった場合は、年金事務所に配偶者状況変更届の提出が必要となります。

※納付猶予の継続申請者で、世帯主の所得が基準以下に下がった場合は年金事務所または住民登録のある市国民年金窓口へご相談ください。

産前産後期間の国民年金保険料の免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から手続きができますので、上記「手続きに必要なもの」と母子手帳などをお持ちのうえ住民登録のある市国民年金窓口で手続きしてください。

※多胎妊娠(双子等)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

ねんきんネット始めてみませんか？

24時間いつでも年金情報が確認できます。

準備するもの

「基礎年金番号」と「アクセスキー」

※「アクセスキー」は年金事務所が発行できます！

登録方法

ねんきんネットHPの「新規登録」にアクセス

(https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

マイナンバーカードをお持ちの方は
マイナポータルの「もっとつながる」
から簡単に始められます！

マイナポータルにログイン

⇒「もっとつながる」機能から連携

⇒利用開始！

※基礎年金番号が必要になる場合があります。



島田市
「ヘルシろう」

お問い合わせ先

詳しくは「ねんきんネット」で検索！

ナビダイヤル 0570-058-555 でも説明いたします。

受付時間	月曜	8:30~19:00
	火曜~金曜	8:30~17:15
	第2土曜	9:30~16:00